

各 位

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和 3 年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業並びに
原油高騰生活困窮世帯緊急補助事業への御協力について (依頼)

日頃、市政進展に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、国において去る 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにすることを目的に、令和 3 年度分住民税非課税世帯等を対象に 1 世帯あたり 10 万円の現金を支給する「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業」及び、住民税非課税世帯のうち高齢者等世帯に対して 1 世帯あたり 5 千円の現金を支給する「原油高騰生活困窮世帯緊急補助金事業」を実施いたします。

本事業の概要につきましては以下のとおりですが、市といたしましては、対象となる世帯に迅速かつ的確に給付金等の支給をしてみたいと考えておりますことから、日常業務において関わりのある市民から相談を受けられた際には、申請手続きの情報提供や確認書の記入の支援など可能な範囲での御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業」事業概要

(1) 給付対象者

- ① 令和 3 年 12 月 10 日において、世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ② ①以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※①、②ともに、世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は支給対象外

(2) 申請・受給権者

対象世帯の世帯主

(3) 給付額

1 世帯あたり 10 万円

(4) 受給手続

- ①については、令和 4 年 1 月下旬を目途に、対象世帯に対し「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を郵送しますので、必要事項を記入のうえ期日までに返送してください。
- ②については、必要書類を揃え、市内 13 地区に設置した申請・相談窓口へ申請ください。

2 「原油高騰生活困窮世帯緊急補助事業」事業概要

(1) 補助対象者

令和3年度分住民税非課税世帯のうち、

- ・世帯全員が65歳以上である世帯
- ・障がい者世帯（世帯主、世帯員に障がい者がいる世帯）
- ・ひとり親世帯等

※いずれの場合も世帯全員が住民税非課税であることが前提になります。

※生活保護受給者は対象にはなりません。

(2) 申請・受給権者 対象世帯の世帯主

(3) 給付額 1世帯あたり5,000円

(4) 申請方法

該当すると思われる世帯については、あらかじめ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に「原油高騰生活困窮世帯緊急補助金」申請を併記し郵送します。

3 協力依頼事項

(1) 申請等手続きの難しい世帯等から相談を受けられた場合、事業の情報提供や申請書の記入等可能な範囲での支援をお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収等により「家計急変世帯」として申請する場合は、市内13地区に設置された相談・申請窓口を御案内くださるようお願いいたします。

4 コールセンター(令和4年1月17日～)

電話 0120-100-944 (土、日、祝日を除く)

時間 午前9時～午後5時

5 相談・申請窓口

地区名	会場	地区名	会場
平	市役所本庁 2階	小川	小川公民館
小名浜	小名浜支所 2階 第一会議室	好間	好間公民館
勿来	勿来支所 3階	三和	三和支所
常磐	常磐支所 2階 小会議室	田人	田人支所
内郷	内郷支所 2階 第一会議室	川前	川前支所
四倉	四倉支所 2階 第一会議室	久之浜・大久	久之浜・大久支所
遠野	遠野支所 2階 会議室		3階 フリースペース

【事務担当】

いわき市保健福祉部保健福祉課

電話 22-7450、22-7451 (直通)

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から18日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

住民票上の世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
住民票上の世帯全員が**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯
(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年1月17日（月）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】いわき市役所 市内13地区の支所、公民館などの申請窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、いわき市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 届いた確認書の中身を確認して、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でいわき市に**返信してください**。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にいわき市に直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにいわき市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

いわき市コールセンター

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

 **0120-100-944**

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝除く)

お問い合わせ番号

お問い合わせ先
いわき市経済対策臨時特別給付金
コールセンター
0120-100-944（平日9:00～17:00）※切り取り後もこの用紙は問い合わせ等に
必要になりますので、必ず保管してください。

切り取り線

様式第1号(第6条関係)

福島県いわき市長 内田 広之



お問い合わせ番号

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、住民票上の世帯全員の住民税が非課税（令和3年度課税分）であることから、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認して、令和4年4月末を目安に、この確認書を同封した返信用封筒により返送してください。

支給方法	口座振込	支給（予定）日	確認書を市が受理した日から18日後（予定）
支給口座			
支給予定額	100,000円		

■ 世帯主の方（世帯主が記入できない場合には、世帯を代表する方）が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（）にレを入れてください） 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養控除対象者（所得税法上）ではありません。

チェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※令和4年9月30日までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄にレをご記入ください。【私の世帯は本給付金を受給しません 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	電話番号
-------	-----	----	---	---	---	------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記支給口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記支給口座欄に口座の記載がない場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入金のない口座を記入しないでください）※口座変更を希望する場合にはチェック欄（）にレを入れてください。

 上記口座に代えて下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、裏面の振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号 (右づめでご記入ください)	口座名義 (カタカナ) (通帳の表記に合わせてください)
銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 本所 支所 営業部 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義 (カタカナ) (通帳の表記に合わせてください)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	6桁目がある場合は※欄にご記入ください。	(右づめでご記入ください)	
	1 0 ※		

※（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市コールセンター（0120-100-944）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

<裏面につづく>

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	日中に連絡可能な電話番号 ()
			年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の (<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・受給)			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	署名(又は記名押印) 世帯主氏名 (印)

振込先金融機関口座確認書類

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、表面の下の方に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人(代理人)確認書類

世帯主以外の口座への振込を希望される場合
又は 代理人が確認(受給)する場合 には提出して下さい。

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)